

証券コード 3133

2023年6月13日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号  
名古屋総合市場ビル  
株式会社 海帆  
代表取締役社長 吉川元宏

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <http://www.kaihan.co.jp/ir.html>

（上記ウェブサイトにアクセス頂き、メニューより「IR情報」「2023年」「株主総会関連資料」を順に選択頂き、ご確認ください。）



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3133/tei/ji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「海帆」又は「コード」に当社証券コード「3133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時  
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
  2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）  
小ホール1  
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類報告の件
    2. 第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 税制適格ストックオプション発行の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している内容は、監査報告を作成するに際し、監査役会及び会計監査人が監査した対象の一部です。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言などの行動制限は緩和されたものの、ウクライナ情勢の長期化による資源や原材料価格の高騰、円安による輸入コストの急増など、依然として先行きが不透明な状況となっております。

外食業界におきましても、行動制限の緩和により国内及びインバウンド需要に回復の兆しが見られておりますが、原材料費や光熱費の急激な高騰により、依然として厳しい経営環境が続き、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、経営資源の選択と集中を推し進め、収支の改善を企図した取り組みとして、業態と立地の見直しを行い、早急な業績改善が厳しいと思われる店舗や不採算店舗の退店などを鋭意進めてまいりました。また、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファZZの「新時代」業態にF C加盟を行い、業態転換を進めてまいりました。

また、飲食事業の成長戦略のため、2022年7月15日開示の「株式会社SSSの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、居酒屋事業を運営する会社を取得しております。

その結果、2023年3月末現在の店舗数は、直営店26（内F C加盟18）店舗（前事業年度末は27（内F C加盟13）店舗）、フランチャイズ店24店舗（前事業年度末は9店舗）となりました。

さらに、新たな収益基盤を確立するため、世界的な課題である脱炭素・低炭素社会の実現や、飲食としての環境改善に寄与できる事業として、再生可能エネルギー事業への進出のため太陽光発電設備の取得等を推し進め

ております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,087,481千円、営業損失601,511千円、経常損失633,097千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,135,276千円となりました。

なお、セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

#### (飲食事業)

当セグメントにおきましては、新時代19店舗を含め既存店が30店舗（内F C 16店舗）、株式会社SSSは居酒屋店舗を中心として20店舗（内F C 17店舗）の展開により、売上高は2,087,481千円、セグメント損失は85,358千円となりました。

#### (再生可能エネルギー事業)

当セグメントにおきましては、2022年10月21日に新たにKAIHAN ENERGY JAPAN合同会社（2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN合同会社へ商号変更しております。）を、2023年3月31日にはKRエナジー1号合同会社を設立し再生可能エネルギー事業を開始いたしました。当連結会計年度では新たな太陽光発電設備の開発の着手による固定資産の取得にとどまり、売上高は発生しておりません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は906,383千円であり、その主たるものは飲食事業における店舗資産の取得に要した金額が375,270千円、再生可能エネルギー事業で太陽光発電施設の取得のために要した金額が464,927千円であります。

### ③ 資金調達の状況

2022年3月25日開催の当社臨時株主総会で決議により発行いたしました、第5回新株予約権の行使により、2022年8月に50百万円、2022年9月に50百万円、2022年7月に50百万円、2022年10月に50百万円、2022年11月に70百万円、2022年12月に50百万円、2023年1月に635百万円及び2023年2月に20百万円の資金調達を行いました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年3月1日を効力発生日として、S.H.N株式会社より飲食事業に係る店舗を1店舗譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年7月15日付で株式会社SSSの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

当社は、2022年10月21日にKAIHAN ENERGY JAPAN合同会社(2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN合同会社へ商号変更しております。)を設立し、同社を連結子会社といたしました。

当社は、2023年3月31日にKRエナジー1号合同会社に匿名出資を行い、同社を連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年3月期)	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (2022年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	2,087,481
経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	—	△633,097
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	—	—	—	△1,135,276
1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	—	△36.37
総 資 産 (千円)	—	—	—	2,660,257
純 資 産 (千円)	—	—	—	290,652
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	6.73

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年3月期)	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (2022年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	3,977,825	861,147	776,660	1,731,825
経 常 損 失 (△) (千円)	△470,421	△791,540	△348,963	△584,769
当期純損失(△) (千円)	△695,604	△1,066,398	△453,753	△1,051,985
1株当たり当期純損失(△) (円)	△192.51	△184.71	△30.18	△33.70
総 資 産 (千円)	1,255,930	724,330	2,124,365	2,359,169
純 資 産 (千円)	△314,791	△646,463	449,783	374,023
1株当たり純資産 (円)	△80.95	△56.30	13.80	8.93

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社SSS	10,000千円	100.0%	飲食事業
KR ENERGY JAPAN合同会社	1,000千円	51.0%	再生可能エネルギー事業
KR エナジー 1号合同会社	1,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
株式会社大三萬年堂LAB	4,500千円	66.7%	和菓子の製造販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食産業におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による地政学上のリスクなどの影響で原材料費・物流費・光熱費の高騰が顕著となり、依然厳しい状況が続いております。また、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により人々の生活習慣が変化したことで、集客が見込めていた店舗の収益性が低下する等、経営成績への影響が生じております。

飲食事業に関しましては、2023年3月31日現在で、50店舗を有しており、そのほとんどが居酒屋業態となっており、そのうち20店舗が居酒屋業態の「新時代」であります。新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和されたことにより国内及びインバウンド需要に回復の兆しが見られておりますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による影響で原材料費・物流費・光熱費の高騰が顕著となり、依然として厳しい経営環境が続いております。また、飲食事業としての収益力を向上させるためには新規出店を行う必要があるため、人材採用の強化や講習などによるマネージャー層の育成を強化しております。

再生可能エネルギー事業に関しましては、持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO<sub>2</sub>削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギー、省エネルギーの導入ニーズが高まってくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは太陽光発電設備の開発をすすめ、太陽光発電設備の販売及び自社保有設備による発電・売電を中心として再生可能エネルギー事業を積極的に展開してまいります。

このような状況の中、当社は「幸せな食文化の創造」という社是のもと、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社グループといたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等なお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育を実施し、企業価値の上昇に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電及び施設の販売

(6) 主要な事業所及び店舗 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本社	愛知県名古屋市中村区
新横浜事務所	神奈川県横浜市港北区

② 子会社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
株式会社 S S S	神奈川県横浜市港北区
KR ENERGY JAPAN 合同会社	神奈川県横浜市港北区
KR エナジー 1 号 合同会社	東京都港区
株式会社 大三萬年堂 L A B	兵庫県たつの市

③ 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
新時代	20店	神奈川県 3店 愛知県 8店 三重県 4店 岐阜県 4店 福岡県 1店
立喰い焼肉 治郎丸	4店	東京都 3店 神奈川県 1店
ときわ亭	4店	神奈川県 4店
なつかし処昭和食堂	1店	鹿児島県 1店
えびすや	2店	宮崎県 1店 熊本県 1店
ベビーフェイスプラネット	1店	岐阜県 1店
炭火焼干物定食 しんぱち食堂	1店	東京都 1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県 1店
その他	16店	宮城県 1店 東京都 4店 神奈川県 8店 愛知県 2店 三重県 1店
合計	50店	

## (7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
飲食事業	44 (118)	—
再生可能エネルギー事業	1 (—)	—
全社 (共通)	17 (—)	—
合計	62 (118)	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、( ) 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。
4. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名 (110名)	2名減 (63名増)	41.3歳	4年4ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、( ) 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	270,841千円
株式会社徳島大正銀行	210,893千円
株式会社商工組合中央金庫	192,568千円
株式会社北陸銀行	87,412千円
興産信用金庫	80,020千円
株式会社三井住友銀行	66,670千円
株式会社大垣共立銀行	66,652千円
株式会社名古屋銀行	60,436千円
株式会社日本政策金融公庫	49,820千円
株式会社きらぼし銀行	35,839千円

- (注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

長引く新型コロナウイルス感染症の世界的な感染の継続、ウクライナ情勢の長期化による原材料、光熱費の高騰等の影響を受けた結果、当社店舗への来店客数は大きく減少し、売上高が著しく減少しており、当事業年度において営業損失633百万円、経常損失1,091百万円及び親会社に帰属する当期純損失1,135百万円計上しております。現状では当該感染症の終息及び外食需要の回復の度合いによって、当社の業績の回復に一定期間を要すると考えられることから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、「連結注記表（1）継続企業的前提に関する注記」及び「個別注記表（1）継続企業的前提に関する注記」に記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,555,600株
- ② 発行済株式の総数 37,888,900株
- ③ 株主数 9,126名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉川元宏	10,000千株	26.39%
T B 1 株式会社	7,965千株	21.02%
合同会社アローエナジー	2,000千株	5.27%
久田敏貴	1,457千株	3.84%
株式会社 S L C エネルギー	1,200千株	3.16%
株式会社ネクスタ (匿名組合口)	1,000千株	2.63%
N A I C サステナブル合同会社	857千株	2.26%
三立化工機株式会社	600千株	1.58%
楽天証券株式会社	519千株	1.37%
戸谷松一	500千株	1.31%

(注) 自己株式は所有していません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第6回新株予約権 (2022年12月1日)	7,000個	700,000株	1株当たり 140.75円	1株当たり 139円	(注)	2022年12月1日から 2025年11月30日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (b) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- ・当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - ・その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - ・当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - ・その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第6回新株予約権	4,200個 (420,000株)	3名	—	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	当社使用人		子会社の役員及び使用人	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数
第6回新株予約権	2,800個 (280,000株)	4名	—	一名

④ ライツプランの内容

該当事項はありません。

### ⑤ その他新株予約権等の状況

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、「第三者割当増資による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行」を決議し、2022年3月25日に行われた当社臨時株主総会において承認決議がされた新株予約権の内容は、次のとおりであります。

名 称	第 5 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2022年3月25日
新株予約権の数	12,250個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	12,250,000株(注) 3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,800円(注) 4
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100,000円 (1株当たり100円)
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	(注) 5
新株予約権の行使期間	2022年3月28日から 2024年3月27日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできな い。
自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	(注) 6

名 称	第 5 回 新 株 予 約 権
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。

- (注) 1. 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。
- (注) 2. 株式会社海帆 普通株式（以下「当社普通株式」という）完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。  
なお、単元株式数は100株である。
- (注) 3. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、1,000株（以下、「対象株式数」という。）とする。  
本新株予約権の目的である株式の総数は25,000,000株とする。  
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。  
調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率  
また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。  
これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。  
上記に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (注) 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、100円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その

他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4)本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (5)①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社

の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(6)本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注) 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(注) 6. 新株予約権の取得事由

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき2,800円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉川元宏	株式会社ペガソス・エレクトラ 代表取締役 株式会社コスモアールエス 代表取締役 株式会社ペガサス 代表取締役 当社子会社 株式会社SSS 取締役
取締役会長	國松 晃	当社子会社 株式会社SSS 代表取締役会長
取締役	守田直貴	株式会社リアライズ 代表取締役 当社子会社 株式会社SSS 取締役 当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 取締役
取締役	平林 茂	アーバンプロダクツ株式会社 社外取締役 バイオアクセル株式会社 代表取締役
取締役	岡本昭彦	株式会社インボイス 取締役 株式会社ユニバーサル・デベロップメント 取締役 株式会社セルセラピーテクノロジー 取締役 (非常勤) バイオアクセル株式会社 取締役 (非常勤)
取締役	日笠 真木哉	ピクセルカンパニーズ株式会社 社外監査役
取締役	青木 伸文	青木会計事務所 代表
常勤監査役	神田敏行	当社子会社 株式会社SSS 監査役 当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 監査役
監査役	細野順三	freebalance株式会社 代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役 株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役 株式会社テイクユー 非常勤監査役
監査役	竹尾卓朗	竹尾公認会計士事務所 所長 CTS監査法人 代表社員 株式会社ひかりホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役平林茂氏、岡本昭彦氏、日笠真木哉氏及び青木伸文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
  - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役のうち平林茂氏及び岡本昭彦氏の2名並びに社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規

定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2023年4月17日から2024年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

(i) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。

(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日の第11期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名）、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 吉川元宏であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	47,400 (10,800)	47,400 (10,800)	— (—)	— (—)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	57,900 (21,300)	57,900 (21,300)	— (—)	— (—)	10 (7)

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平林茂氏は、バイオアクセル株式会社の代表取締役を兼務し、アーバンプロダクツ株式会社の社外取締役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役岡本昭彦氏は、株式会社ユニバーサル・デベロップメント、株式会社インボイスの取締役を兼務し、株式会社セルセラピーテクノロジー、バイオアクセル株式会社の社外取締役であります。なお、当該法人と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役日笠真木哉氏は、ピクセルカンパニーズ株式会社の社外監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役青木伸文氏は、青木会計事務所の代表を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ジェイグループホールディングスの社外取締役、株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、CTS監査法人代表社員及び株式会社ひかりホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 林 茂	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された28回全てに出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 岡 本 昭 彦	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された28回のうち27回に出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 日 笠 真 木 哉	社外取締役就任後に開催された取締役会8回のうち5回に出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 青 木 伸 文	社外取締役就任後に開催された取締役会8回のうち7回に出席いたしました。公認会計士としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 神 田 敏 行	当事業年度に開催された取締役会28回のうち27回、また、監査役会15回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会28回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹 尾 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会28回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を10回実施しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

##### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

##### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
  - ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、代表取締役社長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
  - ロ. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
  - ハ. 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
  - ニ. 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
  - ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
  - ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるコンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,175,333	流 動 負 債	1,333,060
現金及び預金	315,114	買 掛 金	175,144
売 掛 金	69,071	短 期 借 入 金	1,500
未成工事支出金	54,872	1年内返済予定の 長期借入金	477,002
原材料及び貯蔵品	11,176	リ ー ス 債 務	98,545
短期貸付金	560,000	未払法人税等	31,524
そ の 他	166,099	未 払 金	342,425
貸倒引当金	△1,001	未成工事受入金	66,949
固 定 資 産	1,484,732	事業整理損失引当金	65,180
有 形 固 定 資 産	796,530	株主優待引当金	10,837
建 物	289,619	そ の 他	63,950
リ ー ス 資 産	462	固 定 負 債	1,036,544
建設仮勘定	464,927	長 期 借 入 金	701,815
そ の 他	41,520	リ ー ス 債 務	308,739
無 形 固 定 資 産	378,407	そ の 他	25,990
の れ ん	364,317	負 債 合 計	2,369,605
そ の 他	14,090	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	309,794	株 主 資 本	255,127
敷金及び保証金	268,812	資 本 金	1,010,280
そ の 他	68,536	資 本 剰 余 金	380,203
貸倒引当金	△27,554	利 益 剰 余 金	△1,135,356
繰 延 資 産	191	新 株 予 約 権	35,525
創 立 費	191	純 資 産 合 計	290,652
資 産 合 計	2,660,257	負 債 純 資 産 合 計	2,660,257

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2022年4月1日から )  
( 2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,087,481
売上原価		709,652
売上総利益		1,377,828
販売費及び一般管理費		1,979,339
営業損失		601,511
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,937	
その他の	7,057	33,995
営業外費用		
支払利息	29,909	
助成金返還損	30,960	
その他の	4,712	65,581
経常損失		633,097
特別利益		
固定資産売却益	1,100	
資産除去債務戻入益	5,294	6,394
特別損失		
固定資産除却損	4,387	
減損損失	399,326	
事業整理損失引当金繰入額	60,528	
その他の	600	464,843
税金等調整前当期純損失		1,091,546
法人税、住民税及び事業税	50,612	
法人税等調整額	△5,383	45,229
当期純損失		1,136,776
非支配株主に帰属する当期純損失		1,500
親会社株主に帰属する当期純損失		1,135,276

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>829,059</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,332,450</b>
現金及び預金	147,230	買掛金	69,948
売掛金	33,572	短期借入金	1,500
原材料	4,973	関係会社短期借入金	410,469
貯蔵品	70	1年内返済予定の長期借入金	384,609
関係会社短期貸付金	505,000	リース債務	98,545
前払費用	58,756	未払金	207,268
未収入金	53,734	未払法人税等	30,129
その他	26,052	前受金	4,716
貸倒引当金	△330	預り金	14,875
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,530,110</b>	事業整理損失引当金	65,180
<b>有形固定資産</b>	<b>74,298</b>	株主優待引当金	10,837
建物	66,636	資産除去債務	11,537
車両運搬具	328	その他	22,833
工具、器具及び備品	5,305	<b>固 定 負 債</b>	<b>652,695</b>
リース資産	462	長期借入金	314,398
その他	1,565	リース債務	308,739
<b>無形固定資産</b>	<b>28,903</b>	繰延税金負債	3,036
のれん	20,861	関係会社事業損失引当金	5,253
商標権	282	資産除去債務	19,439
ソフトウェア	6,650	その他	1,829
その他	1,109	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,985,145</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,426,908</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	722,462	<b>株 主 資 本</b>	<b>338,498</b>
関係会社出資金	1,510	資本金	1,010,280
関係会社長期貸付金	538,620	資本剰余金	380,203
長期前払費用	453	資本準備金	92,020
敷金及び保証金	145,689	その他資本剰余金	288,183
その他	45,726	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,051,985</b>
貸倒引当金	△27,554	その他利益剰余金	△1,051,985
		繰越利益剰余金	△1,051,985
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>35,525</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,359,169</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>374,023</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,359,169</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から )  
( 2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,731,825
売 上 原 価		662,905
売 上 総 利 益		1,068,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,612,083
営 業 損 失		543,163
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,760	
そ の 他	4,270	22,031
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,306	
助 成 金 返 還 損 失	30,960	
そ の 他	2,371	63,637
経 常 損 失		584,769
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,100	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	5,294	6,394
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	1,056	
減 損 損 失	374,188	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	60,528	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,253	
そ の 他	3,600	444,628
税 引 前 当 期 純 損 失		1,023,003
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,364	
法 人 税 等 調 整 額	617	28,981
当 期 純 損 失		1,051,985

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員	公認会計士	藤 井 幸 雄	Ⓔ
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	本 郷 大 輔	Ⓔ
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員	公認会計士	藤井幸雄	Ⓔ
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	本郷大輔	Ⓔ
業務執行社員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針と職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針と職務の分担等に従い、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①臨時株主総会、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びフロンティア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、フロンティア監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められませんが、引き続き更なる品質の向上を期待します。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社海帆 監査役会

常勤監査役 神田敏行 ⑩

監査役 細野順三 ⑩

監査役 竹尾卓朗 ⑩

(注) 常勤監査役 神田敏行、監査役 細野順三 及び 監査役 竹尾卓朗は、  
会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	よしかわ もとひろ 吉川 元宏 (1977年6月17日)	2003年4月 株式会社クリスタル入社 2009年8月 株式会社ペガソス・エレクトラ代表取締役就任（現任） 2014年9月 株式会社コスモアールエス 代表取締役就任（現任） 2020年4月 株式会社ペガサス 代表取締役就任（現任） 2021年4月 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長就任 2022年3月 当社取締役就任 2022年7月 当社代表取締役副社長就任 2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役就任（現任） 2022年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	10,000,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      吉川元宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しているとともに、再生エネルギー事業に関しても豊富な経験及び知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたることを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	くしまつ あきら 國松 晃 (1975年12月30日)	2000年8月 株式会社マック入社 2014年6月 株式会社イーダイニング入社 代表取締役就任 2018年11月 当社入社 社長室長 2019年6月 当社 取締役副社長就任 2021年1月 当社 代表取締役社長就任 2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 代表取締役会長就任 (現任) 2022年8月 当社 取締役会長就任 (現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>國松晃氏を取締役候補者とした理由は、同氏は飲食事業に精通し、豊富な知見と経験を有しているとともに、飲食業界における広範な人脈を有しており、当該能力を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたっていただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	もりた なおき 守田 直貴 (1984年9月20日)	2013年6月 株式会社リアライズ代表取締役 (現任) 2020年4月 株式会社e-waves 取締役 2022年3月 当社取締役就任(現任) 2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役 就任(現任) 2023年1月 当社子会社 大三萬年堂LAB 取締 役就任(現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            守田直貴氏を取締役候補者とした理由は、同氏はプロモーション事業、広告事業及びイーマーケティング事業について豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたっていただくことを期待したためであります。</p>			
4	ひかさ まきや 日笠 真木哉 (1971年8月23日)	2007年9月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所修了 2008年12月 検事任官(名古屋地方検察 庁、広島地方検察庁、福岡地 方検察庁小倉支部、東京地方 検察庁などで勤務) 2021年4月 金融庁証券取引等監視委員会 に出向 2022年8月 ベリーベスト法律事務所入所 (現任) 2023年1月 当社社外取締役就任(現任) 2023年3月 ピクセルカンパニーズ 社外 監査役(現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>            日笠真木哉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法律およびコーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	あおき ただふみ 青木 伸文 (1974年2月7日)	2000年10月 あずさ監査法人(旧朝日監査法人)大阪事務所入所 2011年4月 朝日税理士法人 代表社員 就任 2022年9月 青木会計事務所 代表就任 (現任) 2023年1月 当社社外取締役就任(現任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>青木伸文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			
6	※ みずたに じゅんいち 水谷 準一 (1963年4月12日)	1995年9月 株式会社ゲオ(現株式会社ゲオホールディングス)入社 2009年6月 同社 経理部担当執行役員 就任 2009年6月 株式会社セカンドストリート 取締役就任 2012年2月 合同会社ジェイエムシー 代表社員就任 2014年1月 ユニバーサルエコロジー株式 会社入社 2014年6月 同社 取締役管理部長就任 2017年7月 株式会社アスア入社 2017年9月 同社取締役管理本部長就任 2021年1月 当社執行役員管理本部長 就任(現任) 2022年10月 KAIHAN ENERGY JAPAN合同 会社(現KR ENERGY JAPAN合同 会社)職務執行者就任(現 任)	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>水谷準一氏を取締役候補者とした理由は、同氏は長年に渡り、上場企業、ベンチャー企業において管理業務に従事しており、豊富な知見と経験を有しているため、当該能力を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたっていただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ たぐち れん 田口 錬 (1974年6月5日)	1997年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 2000年2月 オリックス株式会社入社 2003年12月 株式会社プライスウォーターハウス・クーパーズフィナンシャル・アドバイザー・サービス入社 2004年10月 ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 2011年1月 オクターヴ・ジャパン株式会社入社 2015年10月 株式会社玄海キャピタルマネジメント入社 2016年3月 株式会社玄海インベストメントアドバイザー(現株式会社レイズ)入社(現任) 2023年1月 KR ENERGY JAPAN合同会社職務執行者就任(現任)	250,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>田口錬氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は再生可能エネルギー事業、金融事業及び不動産事業について豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 日笠真木哉氏、青木伸文氏及び田口錬氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、日笠真木哉氏及び青木伸文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。日笠真木哉氏及び青木伸文氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、田口錬

氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 日笠真木哉氏、青木伸文氏及び田口錬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該保険の被保険者となります。

## 第2号議案 税制適格ストックオプション発行の件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（社外取締役含む）、執行役員及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、ならびに本新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円としてご承認をいただいておりますが、業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るため、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対してストックオプションによる報酬等として年額100百万円以内において新株予約権を割り当てることにつきましても併せてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対する割り当ては、取締役の報酬等の決定方針に基づき、会社の業績、担当職務、貢献度を総合的に勘案して取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であります。本株主総会における第1号議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

### 記

#### 1. ストックオプションとしての新株予約権を発行することが必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株を上限とし、このうち、当社取締役に付与する新株予約権は100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを

切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

② 新株予約権の総数

4,000個を上限とする。

このうち、当社取締役が付与する新株予約権は1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{合併の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主によ

る単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は権利行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より10年間以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認

めた場合は、この限りではない。

- イ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ウ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- エ. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑧ 新株予約権の取得の条件

- ア. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑩ 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア. 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

イ. 吸収分割

吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ウ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑪ 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合に

は、これを切り捨てる。

⑫ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者伊藤歌奈子氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
いとう かなこ 伊藤 歌奈子 (1983年2月10日)	2006年10月 2006年10月 2016年12月  2021年7月	弁護士登録 石原総合法律事務所入所 小林クリエイト株式会社、社外監査役 (現任)  むすび法律事務所パートナー (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社が保険会社と締結している役員等賠償責任保険契（D&O保険）契約の被保険者となります。
6. 伊藤歌奈子氏の戸籍上の氏名は、林歌奈子であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

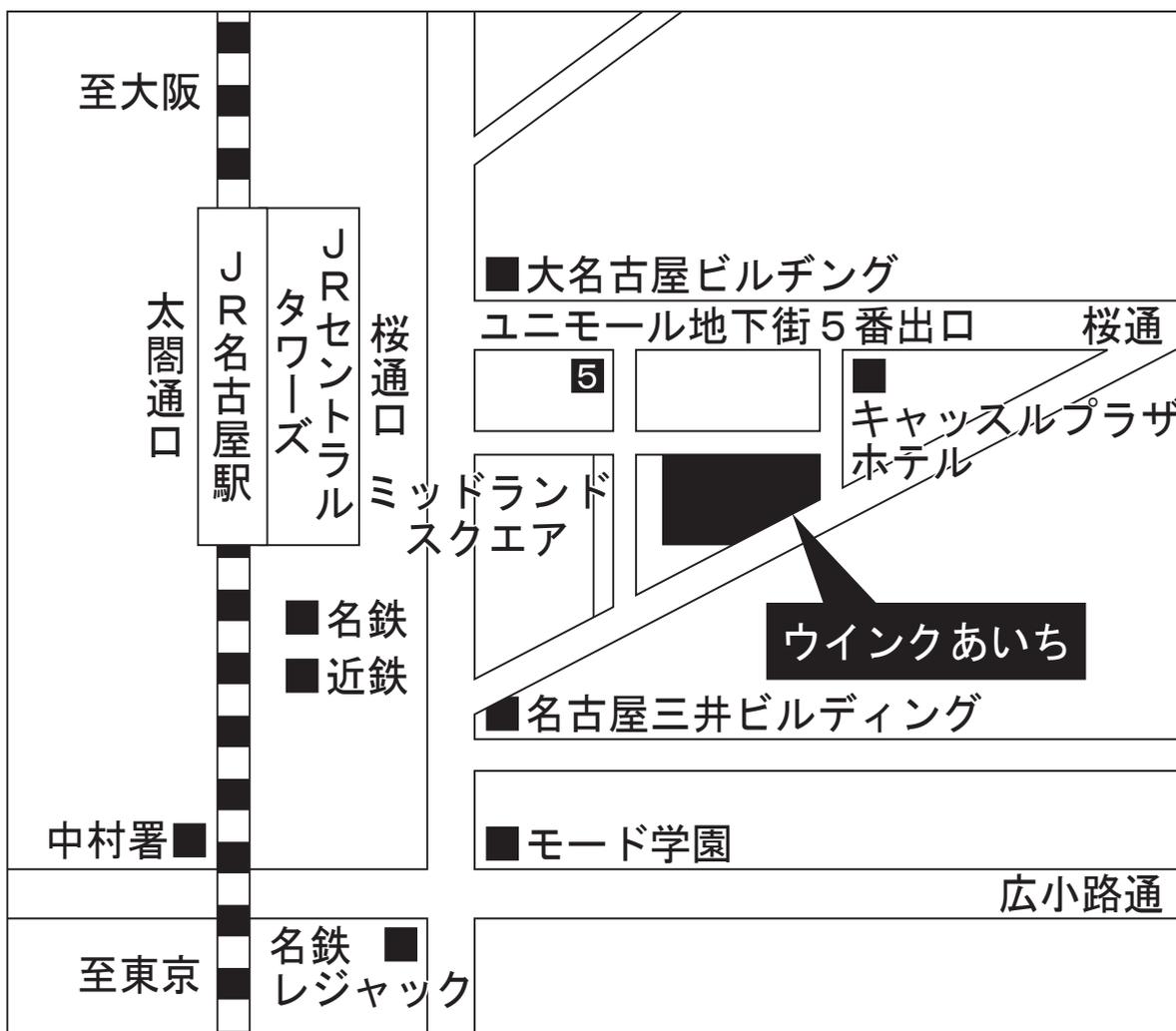
## 株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）  
小ホール1

- ◆J R名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

- ◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

